社会福祉法人鶴風会　行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を整備することで、すべての職員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　　令和８年4月1日～令和１２年3月31日

2. 内容

目標１：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

●令和８年10月～　産休・育休制度等に資料の配布および制度に対する管理職の理解促進及び職員への周知
以上を毎年度のサイクルとし、実行する。

目標２：男性職員の育児休業等の取得率の水準を30%以上促進する。

＜対策＞

●令和８年10月～　育休等の制度に関する資料の配布、制度に対する管理職の理解促進及び職員への周知
以上を毎年度のサイクルとし、実行する。

目標３:法定労働時間外労働を、職員１人当たり月平均20時間未満とする。

＜対策＞

●令和８年　4月～　定期的に、各施設の会議にて取得状況を確認する。

●令和８年10月～　残業時間に関する資料の配布、制度に対する管理職の理解促進及び職員への周知以上を毎年度のサイクルとし、実行する。